



第39号
63.5.31

会報
やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口 225975
発行者
会長 新木 清人
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口 221712

目次

◦ 第41回土地家屋調査士会総会開催	1
◦ 黄綬褒章おめでとう三好名誉会長	2
◦ 歴史に探る境界争い 島々めぐって山争い	6
◦ 法務局職員名簿	8
◦ 地方会別土地申請手続平均報酬額表	13
◦ 登記行政上の問題点	16
◦ 4月1日表示登記の日 無料相談集計表	22
◦ 事務局だより	23
◦ 道 具 高田吉雄	24

文章は7



(山口地方法務局 宇部支局)

山口県土地家屋調査士会



第41回 山口県土地家屋調査士会

定時総会開催される

昭和六十二年定時総会が、五月二十八日(土)午後十時より吉敷郡小郡町の山口グランドホテルにおいて開催されました。今回は管領北倫理親領の昭和を全員で行ない、会務あいさつ及び表彰式のもと、昭和六十二年度の事業報告など議事が進行されました。



受章おめでとうございます。

(黄綬褒章)

三好敏夫名誉会長が、春の黄綬褒章を受けられました。これは山口県土地家屋調査士会の地位向上に思された功績によるもので、会の皆様で御祝い申し上げます。



三好敏夫先生

大正十年八月二十六日 生

昭和三十二年春の褒章に際しまして、はからずも黄綬

- 日本土地家屋調査士会連合会常任理事(二年 現在)
- 日本土地家屋調査士会連合会理事(四年)
- 山口県土地家屋調査士会名誉会長(二年 現在)
- 山口県土地家屋調査士会会長(十年)
- 山口県土地家屋調査士会副会長(六年)
- 日本土地家屋調査士会連合会代表(昭和五十八年六月)
- 広島県商工部長(昭和五十八年七月)
- 法務大臣表彰(昭和六十年六月)
- 土地家屋調査士会第三十六年

受章のことば

昭和六十二年春の褒章に際しまして、はからずも黄綬褒章の栄に浴し、身に余る光栄と感激致しております。これ一重に法務担当並びに日本土地家屋調査士会連合会の御指導によるものであります。山口県土地家屋調査士会の組織の強固さや、すぐれた会員の背景が力強く感じられるのであります。

そうした皆様方の御指導の御陰により今日の私を育成して頂いたものであります。心から厚く御礼申し上げます。今、褒章の意義や、社会的な重みをひしひしと感ずっております。

報道関係の方から褒章に値する何をされたか、と問われた時、今更のようにはずかしさを覚えるものであります。今後この不足したものを含めて、この栄誉に恥じることのなきよう、一層の精進を致す所存でありますので、これ迄同様御芳情を賜ります様御願ひ申し上げます。

昭和六十三年 六月

三好敏夫



佐伯先生



永久先生



部原先生



村田先生



原田先生



我谷先生



井尻先生



兼川先生



原野先生



福田先生



三好先生



上原先生

表彰おめでとうございませす



横山先生



宮垣先生



清辺先生



林元先生



板垣先生

被表彰者名簿

1 山口地方事務所長表彰

(1) 功績表彰

山口支部 宇部支部 徳田支部

永部

久屋

嘉武

博雄

(2) 永年表彰

徳田支部

2 日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

山口支部 宇部支部 井原支部 川尻支部 三好支部

原村

野田

友邦

一 亮

3 山口県土地家屋調査士会会長表彰

徳田支部 山口支部 高橋支部 長瀬支部 昭清支部

渡辺

田

哲

行郎

4 下関支部

板

元

清

記

山口県土地家屋調査士会

歴史に探る境界争い(5)

島々めぐって山争い

下関支部 前田博司

周防大島の南の神合いに、大水無瀬島・小水無瀬島(現東和町)の二つの島がある。正平四年(一三九九)に始めて「皆瀬」と見えるこの島は、島内から弥生式土器が出土しているので、古くから人々が居住あるいは立ち寄っていたことがうかがわれる。しかしその後水い間、人々の連続した定住は行なわれなかった。

江戸時代にかけて、瀬戸内海の多くの無人島は、主としてその近隣の集落の薪島として利用されていた。この島も小泊(現東和町)・神家室(現東和町)・安下浦(現橋町)の三ヶ村が、それぞれに利用していたようである。ところで、この島の領有については、小泊区有文書に「大小水無瀬島寛永九年(一六三二)以前は何方に属し候哉、相分り申さず、尤も寛永九年安下浦御帳入と相見え候由」と

見えるように、古くは安下浦のものとなきされてきた。というのは、安下浦の漁民は大島の南岸一帯の鰯網などの漁業権を得ていたが、その代償として、大島東端の片山島から上関までの間の、大阪から九州へ至る旅人を乗せた船の漕ぎ役と、長崎へ下る幕府役人の船の漕ぎ役を義務づけられていた。こうした船の通行は日時が定まっていなかったために、扱煙などの知らせがあると、当番の者は鰯を止めて、片山島まで迎えに赴かなくてはならなかった。安下浦の住民は、こうした義務と引替えに大島の南の島々の周辺で鰯をし、漁区内の島々を自分たちの領有とみなしていたものらしい。

その後安下浦の人々の周辺で鰯をし、漁区内の島々を自分たちの領有とみなしていたものらしい。その後安下浦の人々は、官船の

漕ぎ役の負担を幾らかでも軽減するために、大島の東端から中間の神家室島までの区間の労役を小泊の者に替ってもらうこととし、その代償として、水無瀬島の伐木権と、ゴチ網二十五帖分を小泊に譲渡した。当時小泊では揚げ浜式製塩を行っていたので、そのためにも多量の燃料として薪が必要であったから、この取引が成立したものであろう。

しかし実際のところ、もともと安下浦は水無瀬島周辺の漁業権を保持していただけで、島の陸地部分を明確に領有していたわけではな

小泊からこの島の伐木権を主張する訴状が出された。そこには「水無瀬を以て、小泊り塩浜仕候ところ、正保三年(一六四六)彼の水無瀬島を家室之御庄屋勘左衛門大分開作」のため、代官によって島の柴山が御立山(藩有林)に取り立てられたために、燃料の薪が取れずに製塩が困難になっている、といった小泊側の主張が述べられている。

神家室側では、この島は慶長十一年(一六〇六)に「水無瀬両島堂津島共に加室へ御付け遣わされ候」と主張し、島の立木は売ったかもしれないが、塩浜付きの山として認めたものではないと述べている。この争いは「かや山一色は小泊へ加室より下受に仕らせ」と定まって、そのための税金である山役銀を納めることで解決した。

下って寛政三年(一七九一)の

春、神家室村は樹木の盗伐を防ぐために、この島に山番を置くこととした。その六月二十四日に小泊の者が小舟五艘で草を刈りに来た。神家室の山番がこれを止めたが、小泊側は聞きいれずに草を刈って行った。このころ、小泊での製塩はすでに廃止されていたが、田畑の肥料として水無瀬島の「かや山」から柴草を採取していたのである。慶安の裁定には神家室側も異存はないはずなのだが、それ以後「かや山」と「木山」との境が不明確になっていくことが争いの原因となったのである。

この係争は、ながながと続き、明治十二年の土地の官民有区分によって、この山野が官有地に編入されて後も争いは終らず、明治十七年に至ってようやく解決することができた。すなわち、ある地番は「官有山野四丁歩、神家室島・小泊入会、但し芝草柴木生山野伐採方左に。此の山野に生立柴木之儀は将来神家室島にて入会年々枝切伐採致すべく候事。此の山野に生立耕地培養之芝草は将来小泊村

にて入会刈採致すべく候事。此の拜借料は双方折半にして出金之事」云々などと区分されて入会いで利用することとなったのである。その後、この一帯の所有権・入会権がどのように変化していったかについては、残念ながら知る事ができない。

もともと、無人島の権益は近世初頭までは至極あいまいであり、それが何等かの目的に利用されるようになる、その所属争いが生じてくる。土地の利用の形態によって、明治になって耕地は原則として耕作者にその所有権を認められたが、薪山伐採は、その占有あるいは入会は認めても、ついに所有権を得ることはできなかった。

完全な意味での「所有権」が存在しなかった江戸時代の土地制度を、明治になって、舶来の「所有権」制度にあてはめようとしたところに、新たな混乱が生じて来る。封建制の頃の土地多層所有の弊害をなくすために取られたこの西洋的「所有権」の制度が、今では逆

にさまざまな弊害をもたらし、地価の高騰をおおっている。新しい区分所有権や敷地権、あるいは「底地権」といった多重な土地所有制度の時代が始まっている。境界論争も、「耕作地」と「薪山」との境界争いといったものから、「所有権」と「利用権」のせめぎあいといった効用上の境界論争となつて、このごろの紙面を賑わせている。

道具

高田 吉雄

光波測距儀、コンピュータ、プロッター、これらは今や調査士の「三種の神器」といわれている。こういった文明の利器を使う事は正確、迅速、丁寧をモットーとする我々の業務の上では、もはや不可欠な物となりつつある。私の父も調査士であった。戦時中に東京の役所を辞めた父は中古のトランシットとレベルをようやくの思いで手に入れ下関に帰郷して当時司法代書人であった祖父と測量事務所を開設したという。時世柄この種の道具はなかなか手に入らず、

職人氣質の父は我が子を育てる上に大事に使っていたのを覚えていた。四ツネシ整準、二〇秒読みバーニアタイプ、真鍮づくりでメーターは「ガレイ」と聞いている。現場から夕方遅く帰ってもまずスチールテープ、トランシットへの油ひきの手入れを一時間かけてやっていたものだ。だから父と現場へ出かけ、引きまわしたテープをうっかり足で踏もうものなら大目玉をくらった。「道具は技術屋の命、道具を大事にしない技術屋は仕事もロクに出来ない。」これが、父の口ぐせであった。父が他界した今、何となくその事が解かる作今である。

祖父が開設以来事務所で使用した電話、父の使ったトランシット、レベルを押し入れの奥にしまっておくのがなんとなくかわいそうに思い、事務所の隅のガラスケースに展示している。手入れをする主がいけないせい、真鍮の光りにはふくなっているが、何となく道具らしい道具のように思えてならない。使い捨て時代の今日であるが、由に、道具にしろ、技術にしろ先輩の提出された地積測量図にしても、積み重ねあつての我々の業務のような気がする。やはり過去を大事にしたいと思うのはレトロ調にこだわる私のセンチメンタリズムなのか。皆様はいかがが……。

山口地方法務局職員名簿

(昭和六三年四月一日名簿)

◎ 山口地方法務局

(〒753)
 山口市中河原 一丁目 山口地方合同庁舎二号館 (〇〇六) 三十三三〇
 直通電話 局長 (〇〇六) 三四一四四〇 (総務課長切替)

官職	氏名	郵便番号	住 所	電話番号
局長	三宅雄一	七五三	山口市宮野下下恋路 二五六一	(〇〇六)三二〇〇
次長	兵藤昭治	*	熊野二一七一一〇	* 三二一九六八

総務課

課長	中山道則	七五三	山口市吉敷三六一一	(〇〇六)三四一五五八
課長補佐	黒瀬寿之	七五三〇三	RCY(一)四〇五号	* 三二一三六一
庶務係長	守水辰夫	七五三〇四	阿武郡旭村明木四〇	(〇〇六)五二〇五〇
人事係長	井上敏徳	七五三〇三	山口市大内御堀二五六一	(〇〇六)三二一五五〇
登記専門 職担任	西村昭博	七五三	吉敷三六一一	* 三二一九四
事務官	重田 勉	*	RCY(一)三〇五号	* 三二一三三〇
"	吉村智恵子	*	矢原(六)三一五	* 三二一三三〇
"	田村さおり	*	桜島三丁目(五)一〇	(〇〇六)三二一四三三
"	河野恵美子	*	ハイツ橋野(一)一〇	(〇〇六)三二一四三三(呼)
技 音	三津田義貞	*	宮野下恋路(一)三〇五号	(〇〇六)三二一九六
		*	法務合同庁舎A(一)四〇五号	* 三二一九六
		*	桜島一丁目(一)一	* 三二一九六

会計課

課長	石金三佳	七五三	山口市吉敷三六一一	(〇〇六)三二一九六
			八三三三号	

登記部門

官職	氏名	郵便番号	住 所	電話番号
主計係長	釜谷和代	七五三	吉敷郡小郡町下郷三七一〇	(〇〇六)三二一五五〇
用度係長	小山 裕	七五三一〇	山口市仁保下郷二八六一六	(〇〇六)三二一三三〇
宮崎主任	松村正博	七五三	宮野下恋路	* 三二一〇一〇
登記専門 職(併任)	林 隆康	*	法務合同庁舎A(一)三〇五号	* 三二一九七
"	久富豊広	*	宮野下恋路(一)三〇五号	* 三二一九七
事務官	細村治徳	*	宮野上三巻	* 三二一九七
"	金沢穂英	七五七一〇	法務合同庁舎A(一)四〇五号	* 三二一九七
技 官	阿武美代子	七五三	佐波郡穂地町島地二一三	(〇〇六)四一〇〇八
事務官	富田礼子	七五三一〇	山口市平井二三三一九	(〇〇六)三二一九六
		*	大内御堀六六一三	* 三二一九〇〇

首級官	藤川 哲	七五三	山口市吉敷三六一一	(〇〇六)三二一九六
登記官	田部 颯	*	RCY(一)四〇五号	* 三二一九六
登記官	玉木万寿	*	熊野町二一四一	* 三二一九六
登記官	杉村晴雄	七五三	宮野下恋路	* 三二一九六
相談官	河村雅子	七五三一〇	法務合同庁舎A(一)三〇五号	(〇〇六)三二一九〇
相談官	三隅信行	*	南山市穂島二丁目二二二	(〇〇六)三二一九〇
表示登記 専門官	水田一義	七五三	宇部市厚南区西宇高町	(〇〇六)四一三二八
表示登記 専門官 (併任)	石崎 毅男	*	大字東須恵 九四一	* 四一四六七
表示登記 専門官	野村幸子	*	山口市吉敷(一)三	(〇〇六)三二一九七
表示登記 専門官	高井静子	七五三	吉敷三六一一	* 三二一九六
表示登記 専門官	森脇秀仁	七五三	春日町四一五	* 三二一九六
事務官	増山和男	七五三一〇	江崎二六	* 三二一九三
事務官	横山孝秀	七五三	熊野町三二二一〇	(〇〇六)三二一九六
事務官	三取幸一	*	阿武郡旭村明木四三三	(〇〇六)三二一九六
事務官	藤本 猛	*	山口市後河原三三	(〇〇六)四一九六三
		*	大内御堀 三三三	* 三二一九六
		*	宮野上岩杖 二四一三	* 三二一九六

官職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
統括	加藤芳昭	755	徳山市周蘭三丁目1番1号	(0870)21-1222
登記官	石崎博子	753	柳井市柳井1番1号	(0870)31-1040
登記官	福水 馨	757	防府市田島2番1号	(0874)31-0001
登記官	国沢富三郎	757	徳松6番1号 法務局宿舍1号	(0874)31-1134
専門職	小野村 信	753	光市虹ヶ丘三丁目10番1号	(0870)31-1524
専門職	武吉 勲	753	柳井市古開作四丁目1番1号	(0870)31-1524
専門職	原沢 敏一	757	徳山アパルトメント2号 新田2番2号 中原県管住宅	(0870)31-1524
事務官	竹内芳行	757	徳山市周蘭三丁目1番1号	(0870)31-1241
事務官	小山 義	757	緑町一丁目2番1号	31-1334
事務官	和田裕勝	757	福寿荘二丁目1番1号	31-1334
事務官	大木伸一	757	周蘭三丁目1番1号	31-1334
事務官	宮本博子	753	徳山五高ビル パークサイド中村100号	31-0100
事務官	富田茂生	755	玖珂郡玖珂町2番2号	(0874)31-1524
事務官	新南蘭出張所	(〒757)	徳山市若宮町二丁目10番1号	(0874)31-1524
事務官	長 木廣利夫	757	新南蘭市福川中市町1番1号	(0870)21-1240
専門職	岡村 保	753	同 右	(0870)21-1240
専門職	岡村邦子	757	玖珂郡玖珂町五丁目1番1号	(0874)31-1524
専門職	山本美由紀	757	佐波郡徳地町藤木二番2号	(0874)31-1524
事務官	光出 要	757	新南蘭市馬神三番2号	(0874)31-1524
事務官	長 大井 馨	757	光市島田六丁目1番1号	(0870)31-1311
登記官	金重吉起	757	同 右	(0870)31-1311
登記官	高松恵子	753	光市室積村正木町西四	(0870)31-1311
登記官	中村公洋	753	徳毛郡平生町平生村	(0870)31-1311
事務官	福田和幸	757	光市島田三丁目1番1号	(0870)31-1311
事務官	水谷明子	757	徳山市周蘭三丁目1番1号	(0870)31-1311
事務官	水谷明子	757	光市花蔵一丁目1番1号	(0870)31-1311

官職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
支局長	長島定行	756	萩市江向三丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	石田 一	756	萩市土原 土原宿舍100号	(0870)21-1000
支局長	阿藤上弘一	756	堀内三丁目1番1号	21-1110
支局長	天河正雄	756	堀内三丁目1番1号	21-1110
支局長	山本智之	756	阿武郡須佐町須佐五丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	藤井隆弘	756	萩市橋東六丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	井上 進	756	美祿郡美東町藤木三番2号	21-1610
支局長	道端希生	756	萩市西田町六	(0870)21-1222
支局長	藤村昌代	756	阿武郡阿武町惣持二番2号	(0870)21-1222
支局長	金子忠明	756	萩市三見三丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	濃岐優美子	756	江向三丁目1番1号	21-1110
支局長	三戸雅子	756	平安古六丁目1番1号	21-1610
支局長	須佐出張所	(〒756)	阿武郡須佐町須佐三番2号	(0870)21-1222
支局長	長 木下恒雄	756	同 右	(0870)21-1222
支局長	大島 輝	756	萩市平安古町四丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	長門出張所	(〒756)	長門市東深川二番2号	(0870)21-1222
支局長	長 前田和美	756	豊浦郡菊川町日真	(0870)21-1222
支局長	津森正義	756	長門市東深川二番2号	(0870)21-1222
支局長	藤木 修	756	東深川二番2号	(0870)21-1222
支局長	田中博幸	756	阿武郡阿武町木与	(0870)21-1222
支局長	佐伯朋子	756	長門市東深川二番2号	(0870)21-1222
支局長	若 國 支局	(〒756)	岩国市錦見一丁目1番1号	(0870)21-1222
支局長	石田昌宏	756	岩国市門前町四丁目1番1号	(0870)21-1222

官職	氏名	郵便番号	住 所	電話番号
登記官	松下 衛	七五四	山口市尾川路一丁目	(0836)21-3748
相談官	富水 勝盛	七五五	下関市綾瀬木新町一丁目	(0833)51-2926
専門職員	岡本 隆	七五九一六	富任住宅二丁目10号	* 六九一四六
事務官	竹内 基晴	七五八	小野田市大字東高泊二丁目10号	(0836)81-0734
事務官	大村 学	七五三	下関市神田中町一丁目10号	(0833)51-2826
事務官	宇野 秀徳	七五九一六	綾瀬木新町一丁目	* 五二八七六
事務官	古川 信明	七五九一六	富任住宅二丁目10号	* 六九一四六
事務官	町田 圭司	七五二	安岡住宅二丁目10号	* 六九一四六
事務官	武田 信夫	七五三	藤ハイツ二丁目10号	* 六九一四六
事務官	川村 泰秀	七五八	小野田市千崎西七六一四	(0836)21-3748
事務官	首 徹 千明	七五九一六	下関市富任住宅二丁目10号	(0833)51-2926
事務官	永野 淳子	七五三	安岡住宅二丁目10号	* 六九一四六
事務官	下川 枝里香	七五三	南塚町二八八	* 三二二五五
事務官	磯部 吉一	七五三	長崎町一丁目二二五	* 三二二五五
事務官	北浦 出雲所	(七五九一五)	山の田中央町二丁目	* 五二一七〇
事務官	長 斉 藤 俊英	七五九一五	豊浦郡豊北町藤部三三三	(0836)21-3748
専門職員	岡藤 康通	七五九一四	大津郡日置町日置中六〇〇	(0833)51-2926
専門職員	豊田 出雲所	(七五七一四)	豊浦郡豊田町殿敷二八八	(0837)61-0335
事務官	長 斉 藤 一 整	七五三	同 右	
事務官	藤山 政志	七五三	豊浦郡菊川町上田部	(0833)51-2926
支局長	岡村 邦弘	七五三	宇部市松山町一丁目一〇一	(0836)21-3748
支局長	中原 宏通	七五八	宇部市北芝一丁目二一	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	合同宿舎一丁目二一	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	小野田市東高泊二丁目10号	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	法務局宿舎101号	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	山口市宮野下宿舎101号	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	法務局宿舎A一〇一〇号	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	小野田市東高泊二丁目10号	(0836)21-3748
支局長	武下 廣	七五三	法務局宿舎101号	(0836)21-3748

官職	氏名	郵便番号	住 所	電話番号
登記官	河村 礼子	七五三	下関市長府中土居北町	(0833)51-0918
相談官	藤井 靖生	七五三	山口市宮野下宿舎	(0836)21-3748
専門職員	田中 昭	七五五	法務局宿舎A一〇一〇号	(0836)21-3748
専門職員	山本 隆	七五七一三	宇部市上宇部六八二	(0836)21-3748
専門職員	松水 憲昭	七五七一三	防府市白道三〇九	(0836)21-3748
事務官	藤井 茂	七五二	吉敷郡阿知須町河内	(0836)21-3748
事務官	中島 正善	七五七一三	下関市川中豊町四丁目一	(0833)51-2926
事務官	勝田 寛子	七五五	富任住宅C棟六八号	(0836)21-3748
事務官	小野 一夫	七五三	宇部市東高泊二丁目10号	* 二一四九三
事務官	原田 勉	七五三	山本ハイツ二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	古谷 調	七五七一三	山崎ハイツ二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	伊藤 守	七五七一三	美祿郡美東町大田六六	(0836)21-3748
事務官	水田 裕美子	七五五	宇部市東高泊二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	宇部 宮 登	七五七一三	居能町二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	山崎 出雲所	(七五七)	ハイツ中山二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	長 松 教義人	七五七	東枝波二丁目一	(0836)21-3748
専門職員	樽 教夫	七五七一三	厚狭郡山崎町鶴任三三三	(0836)21-3748
専門職員	小野田 出雲所	(七五七)	同 右	
事務官	藤川 京子	七五七	宇部市西枝波二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	平尾 輝彦	七五五	小野田市東高泊二丁目10号	(0836)21-3748
事務官	福重 知江	七五五	厚狭郡山崎町鶴任	(0836)21-3748
事務官	福重 知江	七五五	山口市矢原七五二	(0836)21-3748
事務官	福重 知江	七五五	小野田市高千帆台二一九	(0836)21-3748

昭和62年地方別土地「申請手続」中、表示、分筆、地積、地積変更、更正の1件
 当り平均報酬額表

区分 会別	1. 表 示			2. 分 筆			3. 地積変更・更正			
	件 数	報 酬 額	1件当たりの 平均報酬額	件 数	報 酬 額	1件当たりの 平均報酬額	件 数	報 酬 額	1件当たりの 平均報酬額	
東 京	京 都	855	84,582,532	98,000	24,375	3,807,240,225	156,000	2,246	434,284,492	193,000
	神 奈 川	1,497	100,078,693	67,000	19,685	2,337,685,363	119,000	2,665	292,440,578	110,000
	埼 玉	346	26,408,835	76,000	22,828	2,728,124,509	120,000	1,739	201,412,829	116,000
	千 葉	532	26,426,195	50,000	18,366	1,791,437,856	98,000	2,271	283,933,702	125,000
	茨 城	185	11,121,313	60,000	12,745	1,280,155,322	100,000	965	106,778,259	111,000
	栃 木	838	29,817,352	36,000	9,438	693,738,775	74,000	499	35,969,328	72,000
	群 馬	404	18,280,812	45,000	9,165	717,421,556	78,000	509	40,027,600	79,000
	静 岡	1,503	61,941,700	41,000	15,363	1,435,784,659	93,000	938	96,609,820	103,000
	山 梨	333	11,793,130	35,000	4,904	270,033,879	55,000	217	12,994,970	60,000
	長 野	357	16,674,818	47,000	11,786	936,269,138	79,000	870	69,474,932	80,000
	新 潟	633	27,318,417	43,000	10,129	645,373,626	64,000	579	57,024,576	98,000
	大 阪	605	82,376,821	136,000	13,992	2,932,597,394	210,000	2,811	799,560,315	284,000
	京 都	272	15,827,870	58,000	5,485	529,479,574	97,000	913	133,799,559	147,000
	兵 庫	462	33,714,090	73,000	10,514	1,212,090,199	115,000	1,518	254,990,153	168,000
	香 川	106	9,205,890	87,000	3,063	562,012,102	183,000	635	155,077,064	244,000
	愛 媛	216	11,151,078	52,000	2,610	244,556,123	94,000	307	32,445,016	106,000
	和 歌 山	147	9,443,159	64,000	3,603	339,565,463	94,000	331	34,975,045	106,000
	愛 知	254	22,963,996	90,000	14,600	2,452,195,229	168,000	1,058	214,329,812	203,000
	三 重	499	18,335,905	37,000	7,065	510,277,427	72,000	856	60,623,758	71,000
岐 阜	194	8,719,473	45,000	6,693	624,134,873	93,000	443	53,100,889	120,000	
福 井	305	23,283,178	114,000	1,840	339,035,006	184,000	166	31,203,091	188,000	
石 川	313	22,144,892	71,000	2,817	256,867,124	91,000	260	25,904,265	100,000	
富 山	178	11,820,959	66,000	3,388	263,783,014	78,000	227	16,931,198	75,000	
広 島	450	28,662,735	64,000	8,422	980,410,517	116,000	801	126,220,202	158,000	
山 口	399	21,328,228	53,000	5,843	523,586,400	90,000	765	60,506,660	79,000	
岡 山	299	13,154,725	44,000	7,482	478,630,712	64,000	475	34,143,837	72,000	
鳥 取	186	10,158,900	55,000	2,357	167,055,527	71,000	209	16,313,707	78,000	
島 根	63	2,672,630	42,000	3,079	207,436,164	67,000	255	20,699,150	81,000	
福 岡	454	30,133,140	66,000	12,824	1,511,787,715	118,000	1,886	237,058,612	126,000	
佐 賀	139	8,406,830	60,000	2,916	253,563,524	87,000	245	22,479,435	92,000	
長 崎	309	16,661,103	54,000	4,982	472,452,084	95,000	563	66,392,541	118,000	
大 分	230	10,070,610	44,000	4,281	296,065,764	69,000	498	138,233,460	278,000	
熊 本	296	12,665,988	43,000	6,649	581,212,152	87,000	586	58,547,059	100,000	
鹿 児 島	鹿 児 島	170	8,432,174	50,000	7,480	497,716,068	67,000	708	67,797,622	96,000
	宮 崎	195	7,905,796	41,000	4,522	311,945,839	69,000	517	41,692,781	81,000
	沖 縄	203	13,071,972	64,000	4,865	340,672,161	70,000	839	65,458,957	78,000
	宮 城	194	11,151,280	57,000	5,576	486,836,000	87,000	919	80,709,135	88,000
	福 島	265	18,832,904	71,000	7,812	664,516,097	85,000	513	56,910,910	111,000
	山 形	229	9,666,695	42,000	4,362	327,445,604	75,000	269	28,606,686	106,000
	岩 手	47	3,035,780	65,000	5,798	521,469,861	90,000	461	50,043,645	109,000
	秋 田	182	8,040,511	44,000	4,051	264,886,133	65,000	442	53,005,056	120,000
	青 森	219	7,365,080	34,000	5,920	362,899,567	61,000	470	34,818,197	74,000
	札 幌	173	17,147,120	99,000	7,007	760,134,314	108,000	888	124,232,315	140,000
	函 館	50	1,306,940	26,000	1,582	193,840,536	123,000	284	15,123,380	53,000
	旭 川	1	240,000	240,000	2,178	141,297,625	65,000	180	14,363,720	80,000
	釧 路	12	292,200	24,000	2,757	240,608,961	87,000	342	15,941,683	47,000
香 川	256	16,219,458	63,000	3,826	430,869,458	113,000	260	30,764,140	118,000	
徳 島	97	5,837,940	60,000	2,879	265,703,338	92,000	174	16,724,240	96,000	
高 知	306	16,083,843	53,000	3,243	378,116,945	117,000	462	60,479,050	131,000	
愛 媛	185	14,621,678	79,000	5,229	570,718,816	109,000	449	66,096,267	147,000	
全 国	18,543	996,568,359	60,000	372,366	39,141,735,618	105,000	37,483	5,047,253,698	135,000	
昭和62年全	18,706	970,733,954	58,000	367,967	35,260,859,835	96,000	35,123	4,179,517,924	119,000	

※ 1件当たりの平均報酬額は、1,000円未満四捨五入

昭和62年 地方会別土地建物の申請手続の1件当り平均報酬額表

会別	区分	土 地			建 物			
		件 数	報 酬 額	1件当たりの 平均報酬額	件 数	報 酬 額	1件当たりの 平均報酬額	
東 京 地 方 会	京 川	45,396	4,904,139,436	108,000	155,773	8,504,969,275	55,000	
	神 奈 川	40,720	3,125,852,088	77,000	74,260	3,605,289,130	49,000	
	地 玉	45,621	3,463,099,766	76,000	63,892	3,137,597,092	49,000	
	千 葉	39,975	2,480,717,207	62,000	52,557	2,345,136,889	45,000	
	夜 城	24,392	1,636,656,089	67,000	22,684	1,134,666,995	50,000	
	村 木	20,086	895,237,296	45,000	18,241	853,122,821	47,000	
	群 馬	19,378	968,901,485	50,000	19,788	1,019,334,529	52,000	
	静 岡	35,231	2,108,390,092	60,000	40,592	2,128,451,454	52,000	
	山 梨	8,797	349,151,171	40,000	8,117	368,337,604	45,000	
	長 野	24,180	1,278,631,271	53,000	22,827	1,172,155,658	51,000	
	新 潟	21,494	949,860,206	44,000	23,878	1,156,357,783	48,000	
	大 阪	29,186	4,369,723,275	150,000	72,922	4,665,763,430	64,000	
	京 都	12,348	807,623,313	65,000	24,361	1,059,468,613	43,000	
	兵 庫	23,888	1,848,703,094	77,000	36,433	1,930,122,187	53,000	
	滋 賀	6,760	844,137,781	125,000	6,892	431,188,714	63,000	
	和 歌 山	6,716	370,358,556	55,000	11,248	478,517,769	47,000	
	愛 知	7,533	476,704,229	63,000	8,461	399,896,503	47,000	
	東 海 道 会	知 重	33,198	3,077,912,167	93,000	60,365	3,603,876,248	60,000
		三 重	19,598	772,399,573	39,000	18,507	797,553,534	43,000
岐 阜		14,318	842,448,056	59,000	16,424	842,519,357	51,000	
福 井		4,652	467,897,183	101,000	6,602	435,107,179	66,000	
石 川		7,429	395,167,634	53,000	11,205	610,591,149	54,000	
富 山		7,642	374,873,023	49,000	9,828	542,855,351	55,000	
広 島		19,156	1,359,546,683	71,000	22,733	1,177,399,615	52,000	
山 口		13,772	716,838,574	52,000	14,054	604,389,709	43,000	
岡 山		15,433	630,515,083	41,000	15,224	625,940,753	41,000	
鳥 取		5,283	231,938,691	44,000	4,820	206,626,910	43,000	
島 根		6,906	282,617,195	41,000	6,562	284,595,174	43,000	
福 岡		28,560	2,084,343,594	73,000	42,106	2,372,635,168	56,000	
佐 賀		6,435	340,531,993	53,000	7,565	360,459,232	48,000	
長 崎		10,981	663,899,274	60,000	12,983	624,563,820	48,000	
大 分		10,392	537,510,990	52,000	10,399	504,984,777	49,000	
熊 本		16,144	791,033,846	49,000	15,689	720,682,781	46,000	
北 海 道 会		函 館	16,472	727,261,710	44,000	16,886	720,809,130	43,000
		旭 川	10,491	447,244,923	43,000	10,383	448,476,424	43,000
		釧 路	8,965	473,536,572	53,000	6,758	337,239,145	50,000
	室 蘭 支 庁	13,359	718,656,040	54,000	22,224	1,106,652,411	50,000	
	福 島	15,756	918,237,630	58,000	18,122	885,460,005	49,000	
	山 形	10,050	466,966,319	46,000	12,425	579,070,817	47,000	
	岩 手	11,902	709,109,467	60,000	11,659	577,771,166	50,000	
	秋 田	8,251	406,899,188	49,000	8,920	392,241,407	44,000	
	青 森	11,779	464,859,102	39,000	13,692	615,283,387	38,000	
	札 幌	15,188	1,054,101,374	69,000	32,987	1,706,974,385	52,000	
	函 館 支 庁	3,160	233,447,486	74,000	5,066	224,452,781	44,000	
	旭 川 支 庁	4,765	192,479,906	40,000	6,832	286,475,020	42,000	
	釧 路 支 庁	6,011	297,324,404	49,000	8,245	368,551,323	45,000	
	室 蘭 支 庁	8,677	571,623,574	66,000	8,876	436,188,251	49,000	
	室 蘭 支 庁	6,087	336,839,613	55,000	6,701	306,617,803	46,000	
	高 知	8,198	529,655,470	65,000	7,143	335,977,283	47,000	
	愛 媛	0,691	774,737,836	72,000	12,506	576,594,154	46,000	
	全 国	801,402	53,770,340,528	67,000	1,146,417	58,509,992,095	51,000	
	昭和61年全国	776,317	48,109,352,296	62,000	1,071,195	52,083,799,824	49,000	

※ 1件当たりの平均報酬額は、1,000円未満四捨五入

登記行政上の問題点！

山口支部 ながい のぶお 文絵

◎はじめに

アメリカのアポロ計画や、世界の医学が挑む臓器移植など自然科学の分野では、実験に依って真理が一つ一つ積み上げられ、絶対的真理が確認される。しかし、政治や経済、行政等では、科学はその当否を立証する手段を持たない。

ものの評価や価値観、法令の解釈等は、人により、時代により、又国によっても変わってくる為、免に角、トラブルが起る。

以下筆者が、最近、直面した登記行政上の問題に就き私見を述べ、ご批判を仰ぎ、一面、他山の石ともなればとの願いから、此の紙上を借りることにした。

行政とは、法令を執行し、或いは法令の下に裁量によって、直接に公共の福祉を増進する作用であると解す。したがって法令の遵守と公共の福祉は、行政の車の両輪で、何れに片寄っても、その本来の使命は果たせない。

筆者が直面した問題点の要旨はこうだ。

山口県下の山林（地図の無い地

域）には耕地の所謂、赤、青線なるものが、あるのか無いのか、あるなら、どうして確認するのか。

◎関係行政庁の見解

法務局（前表示登記専門官）

国有地である道路、水路は、深山幽谷にはないだろうが、里山にはある。境界確認は、県当局、又は利害関係者、地元古老、部落長等による。

建設省国有財産部局長山口県知事（山口県、山口土木事務所）

公図（分間図）に表示のない道路や水路を確認することは、責任上出来ないし、証明も出せない。中国財務局山口財務部

公図にない土地を国有地と主張することは出来ない。用途廃止後の公共財産の譲与、売払の対象は公図に表示されたものでよい。

と云う三者二様の見解で、共に職責上の理由はあろう。しかし、関係行政庁が対立したままでは国民は困る。筆者が分筆の委託を受けたこの現地は、山と耕地の交錯する地域で、赤線の存否が一部はつきりしない所ではあったが、県

当局は、既定方針通り境界を確認して証明し、加工（拡張と付替）の申請も承認して道路は完成、市道として市へ寄付する為の分筆登記申請段階でのトラブル。若し、

三者の善後措置が纏まり、処理要領が変わっても、それは今後の問題であり、行政措置を誤って県民の福祉を阻害したわけでもないのに、ヘボ囲碁や将棋のように、やり直すことは出来ないと言うのが県当局の腹、それが庶民の常識でもあろう。

三者が協議すれば文殊の知恵。牛肉、オレンジ程の難問題でもあるまい。又、調査士会も、せめて三者の協議輪流くらいして可然と思ふが、山林地図が出来ると、百年河清を待つしかない現実を肯定し、あきらめ、拱手傍観の態度はなさない。因みに、本件申請人の意図は、叙上の国や県の見解に藉口、幻の国有地（赤線）を取込む私利私欲は全く無く、赤線を含め5mに拡張し舗装して、市道に編入の内諾を得て計画を進めていたもので、登記官の主張が通れば寄付の私有地面積が若干、少なくなるだけのメリット（？）申請人には、どっちに転んでも損得の無い話。

こんなつまらぬトラブルに、一年余を無駄にした。このような事情が本県の山林に地図の無いことと併せて、山林関係の登記が国民に敬遠され、未登記物件が多く、歳月の経過と共に煩雑を加えつつあるのが現状であり、これを放置して良いものか。

以下の所述は、素より浅学非才の私見ではあるが、根も葉もない空論ではない積り。これが只、わが国、林野の土地制度乃至は山口県の分間図の史的追跡とその解説に過ぎないとの批判は、筆者の甘んじて受ける所。蓋し、それが設問の疑問を解く唯一の鍵であると信ずるからである。

◎土地制度変遷の歴史

こうした山林の所有関係を究明するには、わが国における土地利用制度変遷の歴史を追跡し、知悉しておかないと理解できない。

林政学者の文献には、神武天皇建国以来の上古から中古、近古を経て、近世の織田豊臣氏が、戦国の諸大名を統一し、更に徳川氏が覇業を完成した各時代別の土地制度の変遷、発展の跡が詳しく解説されており、参考に値し度いとこそ余り長くなるので、ここではその総括に止める。

わが國の土地制度は永年に亘つて不変であつたのではなく、今日の意味での山林所有關係が漸く固定したのは、明治維新以後であつて、明治の前半は全く所有權の整備に終始している。

しかし一貫した特質は、所謂、「公私共利」と云つて、土地に対し領有者も利用權を持つと共に、領内の人民もこれを利用すること出来る。領有者の權限が大きい時代には、人民の利用は圧迫されたが、それは本來の形ではなく、共同利用が原形的に行われてきた。

明治維新に諸藩大名の領有林野が、私有地と認められないで藩籍奉還と同時に官有林となつたのはその事情によるもので、欧州の諸外國が封建國家から近代國家に改組されたとき、封建領地が一般に貴族の私有林となつたのと著しく事情を異にしている。

このような「公私共利」の林野は、市町村有林や部落入会地にその典型的な形態を見ることが出来る。

然し、林産物に対する需要が漸く高まり生産増強の必要が生じてくるに伴い、共同所有、個人利用に転化し割換制度（割山）が始まり、殊に資本を投下して育成林業

を営むとなると、所有權の保障が不可欠な前提となり、更に土地の上に個人權が次第に発達して遂に個人所有權にまで進んだ。

斯かる過程が徳川時代の中期から明治維新にかけての林野土地制度の主な動きであつた。

◎明治維新の土地改革と官民区分

徳川幕府が大政を奉還して王政復古、明治維新が確立。

明治五年太政官布告により、寛永二〇年（一六四三年）以来の土地永代売買禁止制度が解かれ、ここに土地の私有が初めて認められた。

これに伴い、土地の所有、讓渡の確証として地券を用いる制度ができ、地券發行規則が公布され、地券は、所有者の申請により官に於いて調査、その所有に相違ないと認められた者に交付された。

地券の交付と同時に、爾後の租税を、この地券所有者に賦課することになり、又地券に記入の地価が地租賦課の基準に使われた。

然し、山林原野は、田畑と異なり、地価も判然とせず、地価の評価も難しいものが多く、又村中總持の山林原野は、誰のものとも、官民何れの所有とも判らないものも多い実情であつた。

そこで、明治八年地租改正事務

通過及び地所処分規則により、所謂、比隣証明（隣接地主等の証言で民有地査定の方法）は無くても

土地の所有を決定する措置がとられた。又山林原野内の開墾地は、私有地に決定され、入会地も民有林に編入する方針が指示された。

然し入会地が總て民有林になつたわけではなく、特定の条件を満たすものが民有林に、然らざるものは官有地として残つた。

このようにして土地の官民区分が確立され、引続き丈量（測量）に移り、決定した地価は地券に記入され、明治二十二年地券が廢止土地台帳にこれが継承登録され、爾來、昭和六年地租改正まで地租賦課の基準となつた。

当時の役所は公共乃至は林業經營の爲、官有地を道路や水路として存置する余裕も資料も無かつたと考へるのが常識だろう。

このような、土地制度の上から見ると、わが國、林野の所有權には、近世に於いて幾多の注目すべき改変があつた。

明治維新の土地官民区分、明治中期の国有林野より民有林への下戻改訂、明治後期から大正にかけての部落有林統一などが、その顕

著なものであろう。

◎本県林野の官民所有形態別現況

因みに、本県林野の現況を見ると、その面積は、四三五、〇〇〇ha（全県面積の七二%）全国平均の六八%を上廻り、全国二〇位。且つ、その特長は、国有林が少なく全体の三%に過ぎない。民有林（社寺、市町村、私有）の多い点では全国一位、私有林約三四九、〇〇〇haは約七五、〇〇〇戸の農林家に保有され、零細所有者が多い。

国有林の少ないのは、明治末期に所有權不明の山林原野は總て国有林に編入することになつた爲、当時、農業用肥飼料の供給を山に求めていた農家にとって死活問題であるとして、本県の先輩が国有林払下げに一大県民運動を起し勝ち取つた成果に因るもので、本県が決して山林を輕視していたわけではなく、寧ろ情熱は、あつたが何故か、地図の整備では落ちこぼれ県。

その原因を追跡してみると、本県では、明治十九年三月丈量が始まり、同二十一年四月迄、二年余りをかけて一応終わっている。

ところが、この丈量には一部の地域を除き、山林の丈量は省略さ

れている。

その理由は、毛利藩の所領地は宝暦年度に、頗る嚴重なる検地が行われているので、爾後の異動に係るものを除き再測量の必要はないとされ、この一部の地域は、豊浦、清末、徳山、岩国地区となっている。

つまり、本県の山林測量は、この一部の地区を除き、徳川家重の代、一七五〇年、今から約二、三〇年前の測量となっている。

だから、この山林丈量地図が発見されても、それは、文化的希少価値はあっても登記行政上の証拠能力の無いものと判断してもよいだろう。

◎明治時代の測量

叙上の史実を、とくと頭に入れて、明治時代の丈量要領の実態を見てみよう。

この点に就いては、山崎耕右元山口地方事務局表示登記専門官努力の執筆「山口県の土地制度と地図の歴史」に詳述されていて、大方の読者のお手許にあると思うので割愛。

要点をピックアップしてみると、当時役所には、平板測量機程度の備付はあり、測量技術者もいたが、実際の測量は彼等の指導の下に民

間に委ねられ、その成果を抽出的

に実測し、百坪につき二坪迄の誤差は許容し、それを超える誤差は再測量、補正を命じている。

測量の実施は、市街地を最重視し、農耕地はこれに準じ、山林は大雑把に行われたことが窺われる。

即ち市街地区は間竿を用い、農耕地は間縄で間距、地積の計算は三斜法によっているが、現地は必ずしも矩形や三角形ではない為、凸凹を平均した平矩形や三角形にみだてて、その地積を計算している。

又、尺貫法では一間は六尺、一尺は一〇寸であり、全国的にはその基準で丈量しているが、本県では一間六尺五寸の間竿や間縄で丈量し、その成果が今の耕地の分間図。

この理由は、建前では宝暦年代の丈量を六尺五寸で行っているの

で、それとの均衡を保つ為となっているが、本音は知らない。ところで山林の丈量は、市街や耕地のように簡単には出来ない為次の如き簡略化を認めている。(原文のまま)

(一)山林原野ハ耕地ト同視スヘカラスト雖トモ、大略耕地丈量ノ手續ニ拠ルヘキモノトス。

(二)山岳ハ斜面側面ニテ縦横ノ間数ヲ量リ反別ヲ算出スヘキモノトス。(斜面積)

(三)一筆限リノ区別アルモノハ其筆限リ耕地同様ニ丈量シ一字限リ区別アルモノハ其字限リ畑見或ハ飯分見等ニテ適宜丈量スヘキモノトス。

(四)深山幽谷或ハ、柴草山等ノ曠蕪タル地ニシテ容易ニ丈量ナリ難キ地ハ差向キ四至ノ境界ヲ詳記シ周圍ノ里程ヲ量リ反別ヲ取調フヘキモノトス。

(五)様シ歩(？)ハ耕地ニ準シ大差ヲ生スルモノハ再測ヲ命スヘキモノトス。



活用できたらうが、立木の繁った林内の測量は今でも境界や、伐開き等容易ではない。

わが国に初めて電燈がついたのが明治十一年三月と云うから、当時としては、ベストの山林測量要領であったに違いない。

しかし本県の場合、それから更に一〇〇年近く前の測量と云うから、凡そ、それに輪をかけた曠蕪なものであると共に、道路や水路が表示されていた可能性は殆んどない。

何故なら、宝暦徳川家重得車の時代と云えば、江戸時代中期の後半で、当時の歴史では藩財政が逼迫し、山からの収益に期待する気運が抬頭し、従来の天然の木竹を伐採利用する採取的林业から人工植栽による価値の高い林産物を生産する育成的林业へ転換の兆しが見え出した頃で、その為には当然、所有権の安定が必要となってきた。

そこで、当時の土地領有者である藩主は、見做し私有林的な制度を創設し、伐採、植栽の自由を認めながら、一方では、特定樹種の禁伐を命じ、或いは許可制を敷く、又分収制度も行われた。

これは売分山とか取分山などと呼ばれ、林産物売却の収益を地主（藩主）と植林者が分割所得する制度（今の分収造林制度）で、このような奨励策で植林事業の増進に努めたが、封建的土地所有権の共通性として、未だ、公私の別が判然としない時代であった。従って、当時は特に道路整備の必要がなかったと云うより、「公私共利」の林地利用形態では寧ろ「入山道」を限定して、伐採制限や他部落からの不正入山者を監視し、取締る必要があった。



だから、この種の道が地図にあつたとしても、山中の狸や狐の通路まで国有地の赤線とは常識では肯定できないからである。

入山道

入会地に入山して用益を行う為には既定の山道を通行すべき

こととされていた。

通行山道を指定することは、1山札（入山証明）の検閲又は採取量制限の実行上に便宜であること。

2入山道は、入会地の証左として後日引証に供せられる場合があるから管理を慎重にしたこと。

以上の二つの理由に依るもので殊に二村落以上の入会の所では、権利関係の複雑化の惧れがある為新道の構築は互に牽制し「入山道は〇〇〇に限り可申事」とか新道は決して造申取事」など協約が換されていた。

又、入山道の普請は、関係住民の共同負担で、日時が協定されると各戸全員が参加し、出役した記録がある。

然しそれは昔の話で、今は山に道路が不要と云うわけではない。

近代林業には林道は勿論、必要であり、殊に本県の如く零細森林所有形態では共同利用施設としての林道が必要であることは云うまでもない。

本来、道路行政は、その公共性から建設行政（元は内務省）の主

要内容をなしており、路線の重要度に従って、国道、市町村道があるわけで、林道も産業道路として公共団体に開設せしめて可然である。

しかし、現状そこまで道路行政が及ばないのが実情。

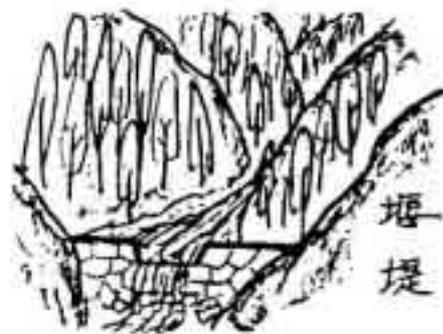
林業が土地産業の一分科としての経済価値と併せて、森林の無形の効用、例えば、水資源、国土保全、風致等の公益性を考えると、もっと政治や行政が林業に目を向けるべきであるのに、国家資本をもって林道の開設への助成（補助金政策）を始めたのは、昭和元年のことと、今もその政策は続いているが、道路についてはその頃まで見るべき国の施策はなかった。昭和六〇年度末現在の山口県林業統計によると、自動車道一、〇

〇一本、一、一八一km、軽自動車道三六八本、三三九km、総路線数一、三六九本、総延長、一、五二〇km、平均一市町村当たり二四本、二七kmとなっているが、殆んど未登記という実態。

県下の林道密度の現状は、充分とは云えないが、農耕地程の整備は必要ではなく、それは地形的にも経済的にも無理があり、架線による集運材を林道と連繫することにより生産性は保てる特性もある。さて、次は水路であるが、山には工作物の水路はないので、存在の幻の水路とは、恐らく山の谷底の溪谷、或いは降雨のとき雨を集めて一時的に水の流れる山の谷のことだろう。



この天然の水路は、伊豆大島の如き天災地変の発生した一部の地域を除き、宝暦年間も今も変わってはいない。地図に若し表示があれば、正体はこれだ。



林業と農業は、同じ土地産業でも水路の果たす効用は、月とスッポン程の違いがある。

一般に、経済林の経営上にはそれは不要。

山荘を建てたり、レジャー産業施設等、特殊な利用や、水源涵養保安林等には貴重であつても、広い山岳の造林地に谷川の水を汲んで灌水することは出来ない。苗木の枯活は天候まかせ、枯れたら翌春補植するのが林業では常識、百

害ありとは云わぬが一利もない。

いくら明治役人が林業に藤四郎でも農業と林業に対する水路の効用乃至は必要性を同日に論じ、山を民地に払い下げるとき、この水路を国有地として残す程、無知無能ではあるまい。寧ろ、そんな洞察力の無い昭和人間の知能指数を明治人間が案ずるであらう。

又河川は一級、二級により、建設大臣と県知事が管理する国有地であり、本流のみならず、支流にも及んでいることは承知している。然し山中のせせらぎ迄が、河川法に所謂、河川であることは裏聞にして知らない。

確かに河川の支流を辿って行く、分間図の青線は字界の端から始まっているが、そこから水が湧いて、河が始まっているのではなく、更に山の谷に続き、敷密に云えば山の分水嶺に及んでいる事実是否定しない。

然しその谷は、私有林で国有地は現実にはない。

冒頭の設問への国と県当局の見解は、この点、正鵠を失していない。收えて地元の古老や部落長を頼むす必要は全くない。実測の足と目で一目瞭然。一体、彼等の証明に何を求めたいのか、所有者の

国、管理する県が認めない幻の土地を彼等が証明する資格があり、その証明に証憑能力があるであらうか。

◎山林地図の見方

因みに山林地図に就いて、あの赤、青線らしいものは何かという素朴な疑問に応えておこう。

凡そ、地図や絵図には、夫々作製の目的があり、善隣出版社のあの絵図も、案内図としては、精巧な国土地理院の地図に優る。然しあれには、道や川、鉄道や、役場等、周囲の地形、地物との相対的位置が解り易く書いてあるからこそ、広く、その目的に活用されているわけで、若し、これが居住者の氏名や会社名の団子を並べた絵であつたら、利用価値はあるまい。国道か私道かJRか国鉄か、そんなことは関係ない、川や道、鉄道等の表示で事が足りる。

山の団子図も同様、周囲の地形、地物を挿入し、それとの相対的位置を示さないと所在図たる価値がない。昔の山には地物は少ないが高圧線の鉄塔があれば書いていた筈。

明治の役所が猫の手も借りた時、国有地として残す為には道と水路を逐一調査する余裕も無ければ

必要もない。一面昔から山は、その所在の關係上中央政府の関心をひくことが少なく、又年貢や食糧生産の母体である農地と比すべくもない山に、明治政府が格別の配慮をしたとは考えられない。

この絵図は恐らく踏査したものではなく、自分の地番と周囲の状況を持寄つて囲炉裏を囲んで話し合つて纏めたものと思われる。

尚、明治十七年三月十五日太政官布告「地租改正条例」の第四条に、「禁伐林及公衆ノ用ニ供スル道路ハ、地租ヲ免ス」と私道を非課税にする条例があり、当時、本県のみならず全国的にこの種の私道が散在したことを裏付けている。

これが団子図の道を含むのかどうかは不詳。

(注)禁伐林は、現在の保安林と解される。保安林制度は、明治三〇年の森林法にその基礎を確立したが、その以前、明治十九年、埼玉県の林野保護組合規則、同二十一年山口県の民有林保護組合規則の外、全国八県に同種の保護制度ができており、布告に所謂、禁伐林はこの種の山林と解す。

◎むすび

これを要するに、筆者は、叙上の史実及び森林乃至林業の特質と現実を背景に本県の山には、耕地の所謂、赤、青緑なるものは不存在と断定した。

他県の例は、特殊事情のある本県には通用しない。

演繹的論理もその大筋には自信がある。然し枝葉の解釈には偏見無しとしないので、是に固執する積りはない。忌憚の無いご教示を載ければ幸甚。

因みに、役所の言葉には兎に角難解なものがある。

例えば大型、中型、売上、新型間接税はどう違うのか。庶民には難解。前述の里山には赤青緑があると云う表現も、その概念は解るが、具体的には解り難い。手許の辞書に里手はあるが里山はない。昨今の如く宅地開発が進むと里山前線は、山麓から山腹へと登って移動するのみならず、人により同じ場所が里山となり普通の山に変わる、正に「瓢箪なまづ」にピタタンコの例の表現である。

可及的速かにが一年以上も先のことになり、「鋭意、前向に検討する」とは、「やらない」「承わり置く」意味らしく、純情な国民

は戸惑う。筆者の所見に、疑義の向きへは、直ちに喚入りでなく、腹入りする迄解明したい。乱視や近眼、老眼でも眼鏡をかければ見える人なら、現地を見て納得して貰う。しかし眼が開いていて物の見えない人がいる。これは筆者の手におえない。それはオンブスマンに頼むしかない。

ご高承と思うが、客年、総務庁の「オンブスマン制度研究会」がオンブスマン新設を提唱したニュースを新聞で見た。これは要約すると、役所が、行政に対する国民の不満や、注文に耳を傾けているか、国民の権利や利益を踏みにじったまま時を過ごしていないか。相談や救済の訴に、法律や規則を拘り定規に当てはめて冷たくあしらったりしてはいないか。

こうした苦情を、弁護士や手数料もいらぬ、要件だけの資格だけの面倒なことも云わず素早く取り上げて、行政機関を充分調べ、迅速公平に裁き、要すれば政府や国会に改善を強く働きかけ、国民と行政の間になって、こんな仕事をするのがオンブスマン。

オンブスマンは、国民の代理人であって、役所の代理人ではない、中立的立場での仕事が期待さ

れるが、現在は、山口行政監察事務所がこの仕事を代行している。筆者は、このお世話になる一歩手前で解決はしたが、一年有余を無駄にし迷路に立たされた。それ



は相手の明き盲を早く見抜く煩悩の無かった筆者の一生の不作。老眼も斯くの確を欠ぐ齢にはなつたが、未だ、おつむの方は、そこまです落ちていない積り。

◎おわりに

この失敗も、これで山の登記事務上の障害が一つでも取除かれたのなら、貴重な体験ともなるが、そんな荒唐無稽説と笑ってばかりおられない。山の赤、青緑と云う珍妙学説は生きており、いつ又、筆者の失敗の轍を踏む者が無いとは限らない。先生として後生各位に、前車の覆轍を後車の戒にして欲しい願望を込めて、敢て、下手な筆を執った。

本稿を纏めるに当たっては、島田錦蔵農学博士の林政学概要、森林組合論、同通義などの文献から

難なからの啓示を受けた。だが、論旨は、単なるその受売りではなく、筆者の戦後約三〇年の林業技術者としてのキャリアが、山への理解と判断に多少役立っており、又老骨には、深山幽谷までは無理でも、里山までは出向いて、この足と眼で事実を確かめての発言であることと、下手な筆者の作文では表現出来ないその真意をご賢察願えれば望外の幸である。

4月1日表示登記の日 無料相談集計表

表示登記の日「無料相談」集計表

支部名	会 場	相談者(人)	支部名	会 場	相談者数(人)
岩 国	法 務 局 岩 国 支 局	3	宇 部	法 務 局 宇 部 支 局	10
	錦町町 公 民 館	3		小野田市勤労青少年ホーム	4
	周東町中央公民館	3		山 陽 町 役 場	2
	法務局柳井出張所	8	山 口	司 調 会 館	6
徳 山	徳 山 市 民 館	2	萩	法 務 局 萩 支 局	9
	光 市 役 所	4		長 門 物 産 会 館	1
	下 松 市 民 館	8	下 関	下 関 市 役 所	6
防 府	防府文化福祉会館	9	合 計	15 会 場	78 人

相談内容は下記のとおりです。

表示登記に関する 調査士の直接業務 について	開発行為など、調 査士が間接的に かわる業務につ いて	司法書士、建築士 等の他業種に関 する業務につ いて
55 件	9 件	14 件

**四月一日は土地
家屋調査士制度
のPRの日
です。**

昭和六三年度も、四月一日県下の会場十五ヶ所に於いて、表示登記の日無料相談所が開設されました。

市町村の公報や、ラジオ・テレビのお知らせを通じ、土地家屋調査士のP・Rの場として、四月一日が位置づけられ、広く市民に知られたって来たと思われれます。

特に最近の傾向を見ますと、司法書士業務と、調査士業務を区別して、一般市民の方が相談に来られる様になって来たのではないかと考えられます。

無料相談所を毎年開設して来た調査士の皆様、今年も本当にありがとうございました。

事務局だより

会務報告

三月 五日(土) 経理部会 於会館
 五日(土) 広報部会
 一二日(土) 部長会
 一七日(木) 総務部会
 四月 一日(金) 表示登記無料相談所開設 県下一五会場
 九日(土) 監査会 於会館
 一九日(火) 三者協議会
 二三日(土) 理事会支部長会 於会館
 五月 一九日(木) 総務部会
 二七日(金) 総会打合せ
 二八日(土) 定時総会 於小郡町

行事予定

六月 三日(金) 中B会長会 於岡山市
 四日(土) 防府支部総会
 四日(土) 字部
 八日(水) 日調連総会 於伊東市
 九日(木) 徳山支部総会
 一日(土) 山口支部総会
 一日(土) 萩支部総会
 一日(土) 下関支部総会
 一八日(土) 岩国支部総会
 一八日(土) 広報部会
 七月 五日(火) 総務部会 於会館
 九日(土) 企画・広報部会
 一二日(火) 三者協議会
 二三日(土) 企画委員会
 二六日(火) 理事会
 二九日(金) 中B会長会・監査会 於尾道市
 三〇日(土)

会員異動状況

支部	氏名	異動事由	年月日	住所
徳山	木村健一郎	事務所変更	63・4・2	徳山市新町一丁目四九番地
岩国	鶴田 修造	"	63・4・2	大島郡久賀町大字久賀四五一五
"	岡村 重行	"	63・5・2	熊毛郡田布施町大字波野二二〇八の二二